○総務省令第三十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。 一　令和九年度までの間における令和四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成二十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第二号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）	**附　則** （建設改良費に準ずる経費に関する経過措置） **第八条**　［同上］ 一　令和四年度までの間における平成二十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第二号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○総務省令第三十五号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～173　略］ 174　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［175～184　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～173　同上］ 174　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項の損害のてん補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 ［175～184　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○総務省令第一号

財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和四年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一